

# 非接触消毒液ディスペンサー・ サーキュレーター

## を購入した飲食店等に1店舗最大5万円を補助！

※アクリル板等のパーテーション・CO2センサーについては、大阪府が実施する支援制度をご活用ください。  
※下記の対象備品の購入について、国や他の地方公共団体の補助を受けたとき(受けようとするとき)は本制度の対象外となります。

要件  
1



### 枚方市内の飲食店等

\*酒類を販売する店舗・施設のうち酒類飲用場所を提供している場合も対象

要件  
2



### 非接触消毒液ディスペンサー・ サーキュレーターを

2021年4月1日以降に購入した

\*購入代金及び送料(いずれも税抜金額)のうち実費負担額が補助対象。消費税、ポイント等利用額は補助対象外。

要件  
3



大阪府  
『感染防止宣言  
ステッカー』

or



枚方信用金庫  
『新型コロナ対策  
安心宣言ステッカー』

### 大阪府又はひらしんの ステッカー導入

(いずれかひとつで可)

※ステッカーの取得方法については、大阪府又は枚方信用金庫のホームページをご確認ください。

申請  
方法



### 必要書類(裏面参照)を郵送

必要書類はレターパックライト等で以下の宛先まで郵送してください。  
(点線で切り取ると宛先ラベルとしてご利用いただけます)

〒573-8666

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

(枚方市役所別館3階)

枚方市役所 観光にぎわい部 商工振興課

飲食店等感染症対策備品購入補助金係 宛

申込期間

7月5日(月)~12月28日(火)

(消印有効)

枚方市飲食店等感染症対策備品購入補助金

# 必要書類一覧(申請前のチェックリストとして活用できます)

申込みには、以下の書類をすべて提出する必要があります。

(各種様式は、市ホームページ又は市役所別館3階商工振興課窓口等で取得できます。)

## 交付申込兼請求書

※次のいずれかの写し(申込兼請求書の内容と内容が一致しているもの)

- ・飲食店営業許可証
- ・喫茶店営業許可証
- ・酒類の販売業免許通知書等(酒類を販売する店舗施設の場合)

## 振込先がわかる書類(通帳等の写し等)

---以下の書類(申立書除く)は台紙に貼付して送付してください---

## 店舗名が分かる店舗の外観写真(店舗の実態が確認できるもの)

次のいずれかを対象施設に掲示していることがわかる写真

- ・大阪府の感染防止宣言ステッカー(青色)
- ・ひらしんの新型コロナ対策安心宣言ステッカー

## 店内の飲食スペースが確認できる写真

- 購入した備品(非接触消毒液ディスペンサー・サーキュレーター)を対象施設に設置していることがわかる写真

- ※領収書又はレシートの写し  
(購入日、品目、金額(税抜)、ポイント利用額等を証するもの)

## 【※印のついた書類を用意できない場合のみ】申立書

【お問い合わせ先】 ※受付時間 9時00分～17時30分(土・日・祝除く)

観光にぎわい部 商工振興課 (枚方市役所別館3階)

電話 072-841-1381 FAX 072-841-1278

Mail: shokou@city.hirakata.osaka.jp

市HPはこちら  
(申込書類などを掲載しています)

